

参議院商工委員會會議錄第十三号

昭和三十一年三月十三日(火曜日)午後
二時二分開会

委員の異動

三月十日委員井上清一君及び島津忠彦君
辭任につき、その補欠として中川以良君及び西川彌平治君を議長において指名した。

三月十二日委員西川彌平治君辭任につき、その補欠として松野鶴平君を議長において指名した。

本日委員松野鶴平君辭任につき、その補欠として西川彌平治君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

理事

委員

古池 信三君
河野 謙三君

上原 正吉君
小野 義夫君
西川彌平治君

白川 一雄君
阿具根 登君
海野 三朗君

藤田 進君
加藤 正人君
上林 忠次君

石川 清一君
國務大臣 正力松太郎君

政府委員

總理府原 佐々木義武君
子力局長 川野 芳満君
通商産業 政務次官

通商産業大 岩武 照彦君
官房長
通商産業省 鈴木 義雄君
通商産業省 松尾 金藏君
通商産業省 山田 洋君
中小企業庁長官 佐久 洋君
事務局長
常任委員 山本友太郎君
会専門員

本日の會議に付した案件
○日本原子力研究所法案(内閣送付、予備審査)

○原子燃料公社法案(内閣送付、予備審査)

○核原料物質開發促進臨時措置法案(内閣送付、予備審査)

○中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○經濟自立方策に関する調査の件(ミシンの輸出及び生産に関する件)

○理事(古池信三君) ただいまより商工委員會を開会いたします。

最初に委員の異動について御報告申し上げます。

今月十日井上清一君及び島津忠彦君が辭任され、その補欠として中川以良君及び西川彌平治君が指名されました。今月十二日西川彌平治君が辭任せられ、その補欠として松野鶴平君が指名されました。さらに、本日松野鶴平君が辭任され、その補欠として西川彌平治君が指名されました。以上御報告いたします。

○理事(古池信三君) ただいまから審議に入りたいと思っておりますが、まず最初に、日本原子力研究所法案、原子燃料公社法案、並びに核原料物質開發促進臨時措置法案、以上三案を一括上程いたしましてそれぞれ提案の理由の説明を聴取いたしたいと存じます。

○國務大臣(正力松太郎君) ただいま議題となりました日本原子力研究所法案につきまして、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

原子力の開發が將來におけるエネルギー資源を確保し、學術の進歩と産業の振興をはかり、人類社會の福祉と國民生活の水準向上にきわめて重要な意義を有するものでありますことにつきましては、今さら論を待たないところであります。政府におきましても、原子力開發の重要性にかんがみまして、一昨年以来、原子力に関する行政機構の確立と研究開發の実施機關の緊急整備を意図しており、昨年末原子力基本法が制定されました後、本年一月からは原子力委員會及び原子力局の発足をみた次第であります。

研究開發の実施機關につきましては、諸外國における研究開發の進展状況にかんがみまして、わが國におきましても緊急に研究に着手することが望ましいこと、アメリカ合衆國との間に於ける濃縮ウランの受け入れ協定の成立に伴いまして、これが受け入れ機關を早急に整備する必要があること等の理由から、法律の裏づけを待つことなく、とりあえず財団法人として昨年十月三十日原子力研究所を発足いたしました。

しかしながら、これは当面の措置でありまして、原子力基本法にも規定されております通り、法律に基く國家的機關としての研究所を整備いたしますことが必要であり、政府におきましても原子力委員會を中心に慎重に検討して参つたのであります。

その結果、この研究機關といたしましては、原子力開發がきわめて広範にわたる技術の総合の上に成り立ち得るものであること、高度の技術水準が要求されていること、並びに広く各界にわたる協力体制を確保する必要があること、これがためには單に資金的な面ばかりでなく有能な研究技術者の交流をはかる必要等から、民間各界の協力が不可欠の要請であること等の諸要件を満たし、わが國における原子力開發のセンターとなるべき研究開發實施機關としての実質を整えるために、民間の出資をも認め、しかも政府の強い監督に服する特殊な法人とすることとしたしました。

この法案は、以上の経緯及び観点に立ちまして、原子力基本法に基き、原子力の開發に関する研究等を総合かつ効率的に行い、原子力の研究、開發及び利用の促進に寄与させることを目的としたし、日本原子力研究所を設立しようとするものであります。次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、日本原子力研究所の資本金は、政府及び政府以外の者からの出資金の合計額とし、政府は一般會計から研究所の設立の際二億五千万円を出資することになっております。また、政府は出資に当っては、土地、建物等をもつて現物出資することができるようにならしてあります。

第二に、研究所の役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置くこととし、その任命につきましては、理事長に於ては原子力委員會の同意を得て、副理事長及び理事に於ては、理事長及び原子力委員會の意見を聞いて、監事に於ては、原子力委員會の意見を聞いて、それぞれ内閣總理大臣が任命することとしたしております。

第三に、研究所の行う業務であります。日本原子力研究所設立の目的に従いまして、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究、原子力の設計、建設及び操作、原子力関係研究技術者の養成訓練、放射性同位元素の輸入、生産及び頒布等の業務を行わしめることとしたしております。なお、研究所は、その業務を行うに當りましては、原子力委員會の議決を経て内閣總理大臣が定める原子力の開發利用に関する基本計画に基いて行わなければならないこととしたしております。

第四に、研究所の財務及び會計であります。研究費の予算、資金計画、事業計画、財務諸表、利益の処理、借入金、財産の処分等につきましては、内閣總理大臣の認可または承認を要するものといたします。

以上が、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

こととしておりますが、これは、研究所の業務の公益性によるほか、政府の出資金が、その資本金の二分の一以上に当ること並びに研究所の特殊な法人としての性格上、政府以外の出資者の発言権が認められないため、内閣総理大臣がこれらの者にかわり研究所の財務及び会計に関与する必要があること等の理由によるものであります。また政府は、研究所の研究開発実施機関としての特殊性にかんがみまして、その業務に要する経費の一部を補助することができるといたしております。

第五に、研究所は、内閣総理大臣の監督に服するのであります。内閣総理大臣は、研究所に対して、監督上必要な命令をなし、また報告を徴し、所属職員をして立入検査ができることにいたしました。

最後に、研究所の設立に関する事務は、内閣総理大臣が設立委員を任命してこれを処理させることにいたしておりますが、研究所の業務をなるべくすみやかに開始する必要があるため、必要な準備を迅速に行いたいと考えております。

一方現在の財団法人原子力研究所は、この研究所の成立のときにおいて解散し、その権利義務は研究所が継承するとともに、職員もそのまま引き継ぐこととしております。

なお、登録税法及び地方税法の一部をそれぞれ改正し、研究所に対する登録税、不動産所得税、固定資産税及び電気ガス税をそれぞれ減免する等の措置を講ずることとなっております。

以上が、この法律案の提案の理由並びにその要旨であります。

御賛成あらんことをお願いいたします。

次に、ただいま議題となりました原子燃料公社法案につきまして、その提案の理由及び要旨を御説明いたします。

申し上げるまでもなく、原子力の開発が将来におけるエネルギー資源の確保、学術の進歩、産業の振興、及び人類社会の福祉と国民の生活水準の向上に果たす役割はきわめて大きいものと期待されるのであります。これは、とりもなおさず昨年末原子力基本法が制定されたゆえんであります。政府におきまして、つとに原子力開発の重要性に思いをいたしまして、研究機関、行政機構等の確立整備をはかり、原子力開発の強力な推進に留意して参つた次第であります。

さきに提出いたしました日本原子力研究所法案もこの趣旨によつたものであります。翻つて考えますと、原子力の開発利用に技術的研究上の必要なことはもちろんであります。原子力エネルギーの源泉となり得るウラン、トリウム等の核燃料物質の開発もきわめて重要なことであります。特に現在の国際情勢のもとでは、これらの物質を海外市場から入手することはきわめて困難な状況にあります。諸外国がこれら資源の開発に専心努力している事情にかんがみまして、わが国におきましても早急にこの開発に着手することが強く要請されるのであります。

原子力基本法にも原子燃料公社の設置が定められている次第であります。このため、政府におきましては、これらの資源の開発機関としての公社につきましまして、原子力委員会を中心に

慎重に検討して参りました結果、今回提出いたしましたような原子燃料公社の構想を取りまとめまして御審議をわづらわすこととしたのであります。

すなわち、この法案は、以上の趣旨に従ひまして、原子力基本法に基き、核燃料物質の開発及び核燃料物質の生産並びにこれらの物質の管理を総合的かつ効率的に行ひ、原子力の開発及び利用の促進に寄与することを目的といたしまして、原子燃料公社を設立しようとするものであります。

次に、この法案の要旨を御説明いたします。まず第一に、原子燃料公社の資本金は、その全額を政府出資に待つことといたし、設立にあたりましてはとりあえず政府は一千万円を支出することになっております。

第二に、公社の役員としましては、理事長、副理事長、理事及び監事を置くこととし、それぞれ内閣総理大臣が任命することといたしましたが、役員人事の重要性にかんがみ、役員任命に当りましては理事長は原子力委員会からの同意を得ることとし、その他の役員につきましては原子力委員会等の意見をきくこととして、役員人事に遺憾なきを期することといたしました。

第三に、公社の行う業務であります。原子燃料公社設立の目的に従ひまして、おもな業務としましては核原料物質の探鉱、採鉱、選鉱、輸入、買い取り及び売り渡し、核燃料物質の生産、加工、輸入、輸出、買い取り、売り渡し及び貸付等を行はせることとしたのであります。なお、公社はこの業務を行うに当りましては、原子力委員会の議決を経て内閣総理大臣が

定める原子力の開発利用に関する基本計画に基いて行われなければならないことといたすとともに、公社は、毎年、業務報告書を内閣総理大臣に提出し、内閣はそれを国会に報告することとしたのであります。

第四に、公社の財務及び会計であります。公社の予算、事業計画、財務諸表、借入金、財産の処分等につきましては、内閣総理大臣の認可または承認を要することとしておりますが、このほか原子燃料公社の特殊性にかんがみまして、公社の会計は、会計検査院が検査する旨の規定を設け、その検査を終了した決算書類を毎年国会に報告することとし、公社の会計の適正化をはかつた次第であります。

なお、公社の行う業務の性格にかんがみまして、政府はその業務に要する経費の一部を補助することができるといたしました。

第五に、公社は、内閣総理大臣の監督に服するのであります。内閣総理大臣は、公社に対して監督上必要な命令をなし、また報告を徴し、所属職員をして立入検査ができることといたしました。

最後に、公社の設立に関する事務は、内閣総理大臣が任命する設立委員に処理させることにいたしますとともに、公社に対する課税を減免するため各種税法の一部改正を行い、また業務に関係する諸法規の必要な改正を行い、前国会におきまして原子燃料公社の業務の運営に遺憾なきを期した次第であります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその要旨であります。

しかしながらウラン鉱等の開発は、他の鉱物のそれと異なり全く新規のものであり、相当の資金と技術とを要

○理事(古池信三君) それでは核原料物質開発促進臨時措置法案について、通産政務次官より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(川野芳満君) ただいま議題となりました核原料物質開発促進臨時措置法案について御説明申し上げます。

最近の欧米各国における原子力の発達には、真にめざましいものがありまして、その動力面への利用、医学、農業、工業等の各方面にわたるアイソトープの応用等注目すべき多くの成果を生み出してあります。これはすでに御承知の通りであります。

わが国におきましても、これがため、去る第二十三回臨時国会において原子力基本法が制定され、原子力に関する政策の基本方針及び原子力に関する機構が定められたのであります。今後これによりまして原子力の開発利用を積極的に推進いたし、将来におけるエネルギー資源の確保、産業の振興をはかることとなるのであります。

かくて実験用原子炉の輸入も近く実現の運びに至り、さらに国産原子炉に関する研究も各方面の協力により進みつつあるのであります。これに伴つて、核燃料物質たるウラン等もできる限り国産をもつて充足するよう、ウラン鉱等の開発を促進することが要請せられておるのであります。このため、前国会におきまして原子燃料公社の一部を改正して、ウラン鉱及びトリウム鉱を鉱業法の適用鉱物に追加いたしましたのであります。

し、かつ、企業リスクの多い事業でありますので、ひとり一般鉱業権者の行う開発のみに依存いたしますならば、ウラン鉱等の開発を急速に行うことを期待できないのであります。従いまして、ウラン鉱等の開発については、国ないしこれに準ずる機関が、当分の間、みずから探鉱を行う必要が痛感される次第であります。このため通商産業省の地質調査所においては、昭和二十九年より探査を実施して参り、相当の成果を上げておりますが、近い将来、原子燃料公社が設立されたならば、地質調査所と原子燃料公社とがともに探鉱を実施して参ることとなるわけでありませう。

しかし、この探鉱については、鉱業権者、土地所有者等関係人の同意と協力とを得て、円滑にこれを行うべきことは言うまでもありません。が、これらの協力を得ることが困難な場合においても、原子力の開発利用の趣旨にかんがみ、探鉱を実施することが必要と認められる場合があるかと存じます。従いまして、この法律案は、かかる場合において、地質調査所及び原子燃料公社がその探鉱を支援なく行うために必要とする土地の立ち入り、使用等の手続を定めるとともに、ウラン鉱等の開発特に探鉱を促進するために必要な諸措置と助成とを規定したのであります。

以下本法案の概要について申し述べます。

第一に、本法案の目的は、原子力基本法第一条に規定する目的の達成に資するため、核原料物質の開発を促進することであると規定し、この法律と

原子力基本法との関係を明らかにしております。

第二に、地質調査所または原子燃料公社の行う探鉱の合理的な実施をはかるため、内閣総理大臣が核原料物質探鉱計画を定めることとしておりあります。

第三に、地質調査所または原子燃料公社が核原料物質の探鉱を行うに当り、必要やむを得ないときは、他人の土地の立ち入りや使用または鉱業権者の事業場への立ち入りや一時使用に関する手続を定めております。これらの措置は、迅速に探鉱の実を上げるために認められたものでありますので、一方これら土地の立ち入り、使用等による損失補償の規定を置きまして、土地所有者、鉱業権者等の保護をはかつております。

第四に、ウラン鉱等を目的とする探鉱権者が、その鉱区においてウラン鉱等を経済的に開発できるにかかわらず、開発しないときは、通商産業大臣は開発を指示することができるとし、指示に従わなかった探鉱権者があるときは、その探鉱権者が現に行なっているウラン鉱等以外の鉱業の実施を著しく阻害しない限度において、原子燃料公社が探鉱権を設定できる旨を規定しております。

第五に、原子力基本法の規定にならぬ限り、鉱業権者または探鉱に寄与した者に対し、奨励金または賞金を交付することができることを規定しております。

第六に、この法律の性格上、限時法とすることとし、施行の日から十年以内に廃止することとしております。以上本法案の提案理由ならびにその

内容の概要を御説明申し上げました。何とぞ慎重御審議の上御賛同あらんことを切望する次第であります。

○理事(古池信三君) ただいま政府側から出席しております方を御報告いたします。

正力国務大臣、川野通産政務次官、佐久中小企業庁長官、松尾鉱山局長、佐々木総理府原子力局長、秋山中小企業庁振興部長、坂根公正取引委員会経済部長、以下の諸君であります。

ただいま提案理由の説明を聴取いたしましたこの三法案のうち、日本原子力研究所法案は三月六日、その他の二法案は昨三月十二日に予備審査のため、当院に回されたものであります。この三法案につきまして特別何か御質疑がございませうか。……御質疑がなければ、審議は次回に回すことにいたします。御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○理事(古池信三君) それではこの三法案の審議は次回に譲ることにいたします。ちよつと速記をとめて。

午後二時二十八分速記中止

午後二時四十分速記開始

○理事(古池信三君) それじゃ速記を始めて下さい。

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案並びに中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、以上二件を一括して上程いたします。

本日は前日に引き続いて質疑を進めて参りたいと存じます。

○西川弥平治君 この中小企業金融公庫法並びに中小企業信用保険法とはちよつと違つておるのでありますけれども、

でも、最後において関連がございまして、質問をいたしたいと思うのであります。実はこの間ちよつと私や質問をいたした事柄でございまして、質問にもう一べん私は質問してみたいと思うことがございまして。それは中小企業協同組合の連合会の問題で、非常にこの業界で、その会長問題でやましい問題が起つておることは、まあ新聞等で皆様よく御存じのことと思うのであります。それがどうも調停に立たれた方の調停案もついに空しく、いよいよ決選投票によつてその会長をきめるというふうなことがきょうの新聞に出ておるのであります。こういうことになりましたら、私はこれは大へん困つた問題に思はれると思うのでございまして、すなわちこの中小企業金融の問題に関連をいたしまして、非常に困つた問題が私は起ると考えておるのであります。これに対する政府のお考えがどうでありますかをお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(佐久洋君) ただいまの中小企業協同組合連合会というお話ですが、実はこれは全国協同組合中央会という名前でございます。これの会長問題は御説の通り、いろいろの風評を呼びまして、実はだれがなるかというふうなこともまだ決定はいたしておりません。まあ一番望ましい姿は投票というふうな形でなしに、すべての人が一致して推挙するというふうな方が会長になるというのが一番望ましいのであります。が、なかなかそういうふうにはうまく運びませんで、結局今の情勢から判断すれば、結局投票できめるといふことにならざるを得ないのじゃないかというふうな思われませう。

ただ、その場合におきましても、何かこの新聞でだいたい興味本位で書いてある点もあるように思われますので、決選投票というふうな言葉を使いますと、いかにもぎらつくのであります。法律自体は選挙というふうになっておりまして、必ずしも投票できめたら法律の趣旨に反するとも、私も考えておりませうし、またそういう方法できまっても、別に私の方としてこれをどうするといふようなことを考えるべき筋合いでもございせんので、特別な方法を講ずるといふつもりもございせん。だれがきまるか、先ほど申しましたように、今のところ全然わからない状態で、明日の最後の発起人会が行われるのですが、この席でまた会長問題については、あるいは討議が行われるのじゃないか。その際に門閥に片がつけば、これが一番望ましいことではあります。が、どうも必ずしもそういうわけには、大きな期待が持てないような状況でございませう。

○西川弥平治君 どうもこの問題は関西、あるいは東海ブロックと、北陸とか、あるいは関東ブロックというふうな、ブロック的な関係で支持者が固まつておられます。この関係がございませうので、どうも私はこれは何となくあと味を非常に悪くするような感じがする。今の話では、どうも政府当局としても、これについては余り関与することができないようなお話しであります。が、あるいはそうかもしれませうが、こういう問題はあまり露骨にそういうものを表立してることが、どうも私はどうかと考えるのですが、やはり何かこう仲裁かどうか知りませう。

んが、何かあつせんでもするような方法はないものでしょうか。

なり政務次官はどういうふうにお考え
になっておりますか。

○政府委員(佐久洋君) たゞえば業界
の中でもって二派にわかれて争うとい
うような場合でありますれば、あつせ
んと申しますか、はつきりそういう対
立が見える場合には、あつせんという
方法もあるかと思いますが、どうも
今度の問題は、少し性質が違つており
ますので、しかもだれとだれが対立し

○政府委員（川野芳満君） 選挙の結果、あとがもめるというふうなことで、等も実ははつきりいたしませんのでも、もし会長がきまりました後においてもめるというふうな事態等が起りましたならば、それはそういう点についてあつせんのもとりたいて、こういふふうを考えております。

ているというような状況ではございませんので、ある一人の人を推すものが多数であつてそれに反対するものがあまり少数であるというふうな状況でありますので、ちよつとこのあつせんという方法はないのではないか、こういうふうに考えております。

○河野謙三君　そうしますと、今選挙の結果を待たずに、激しい争いをして選挙をやった結果がもめるというようなときには、選挙を待たずにあつせんかの労をとりたい、こういうことです。

○政府委員(川野芳満君)　今日の情勢

○西川弥平治君　その程度にしておきましよう。

○政府委員(川野芳滿君) 今日の情勢
下では選挙によつて後任会長がきまり
ました場合に、果してもめるであらう

○河野謙三君　私法律をちよつと忘れたのですが、会長は選挙せられた結果通産大臣の承認を得ることになっていましたかな。

かどうかというような見通しもはつきりいたしません。なるほど先ほど議員官が話しましたように、候補者はございまするが、しかし民主的に選挙等で行

○政府委員(佐久洋君) 承認でもありませんし、もちろん任命でもありません。

われました場合におきましても、あとが円満にいく場合もございますので、従いましてそういう点から今直ちに監

○河野謙三君 任命でもない、そうしますと一応御説のように通産省としては成り行きにまかせるという態度が一

督官庁である通産省がこれに言うところともいがかとこういうふうに考えておる次第であります。

番公明であるわけですが、今西川さんのおっしゃったように公式論ばかり言っておつて、この団体が果してあや

○河野謙三君　これはこういう速記をとつておると、そこで答弁を求める方が無理かもしれないけれど、おのずと腹案

たたちが期待するような運営がつかぬ
つかないかということになれば、そ
うな紛糾のあとには私は運営はつかぬと

はおおりにやるのじやないかと思ひますがね、一応伺いますが、たとえば政務次官が所屬しておる政党でも、政党

思う。それに政府が補助金を出すのは、何らかこれはもうむしろ長官の御答弁よりもむしろこれは大きな政治問題である。

は総裁が選挙ということになつてい
けれども、政党の総裁を選挙した前例
はないし、選挙すれば必ずこれはもめ
る。これは、これは、これは、これは、

年の歴史を持っているのならばいいけれども、今度初めてできる、初めて中央会が発足するに当つて、あなたの方は常に中小企業の結束強化をはかると、中小企業者よ結束せよと号令をかけておつて、それは結束しない中小企業者が悪いには違ひないけれども、それを結束させる第一段階、第一手段としてこの会長問題何とか私はしなければ、そういう公式論ばかり言つておつたのでは、われわれはこの法案の審議に當つて積極的に賛成をし、大いにこれに期待をかけている一人ですが、そういう政府の消極的な態度では、公式論は別として、非常に中央会の前途というものは私は危ぶまれると思いますかね。

○理事(古池信三君) 速記をとめて下さい。

行われました際に、その収容力を急いで増さなくちやいかんということで、一部修理のための金を出しておるのであります。それから料理業というのがございしますが、これは外食券食堂の改造資金と、それから東京の露店商の店舗改造増設、そういうための資金でございします。それから興業関係で一千百万円、内容は教材映画の製作資金でございします。それからそのほかに自動車機械類その他の修理業というのが二億七千万、それから医療及び保健業、これが一億九千八百万円、あと理容とか洗い張り、洗濯、公衆浴場、そういうものを含めまして三億一千五百万円、この医療関係というのは結核病棟、新増設、それから医療器具の入れかえ資金、こういうことになっております。それからもう一つの御質疑は運転資金

中金の資金額がさらに拡大されるわけですね。この金融公庫法の一部を改正する法律案がこの措置によつて、商工中金の資金源が確保され、拡大されるわけですね。その結果商工中金の運営は、じやどうという結果をもたらしますか。

○政府委員(佐久洋君) 運用部資金を中小企業金融公庫を通しまして商工中金に貸し付ける十億円でありまして、従いまして十億円の資金が増すと同時に、低利の金でありますので、金利の引き下げに役立つ、こういう結果になります。

○河野謙三君 その金利引き下げについて具体的に何か結果は出ませんか。私この前たしか資料の要求をいたしました、その資料をまだいただかないと思ふのですが、商工中金の資金コスト

〔速記中止〕
○理事(古池信三君) それでは速記を始めて下さい。

金で一千万円以上を中小企業金融公庫
法で貸出した例があるかということに
ございまして、これは二十九年度三十

について説明資料を求めたことか
あったと思いますが、その資料を検討
してもらっておりませんから、さら

前回の本委員会に続きまして西川委員並びに三輪委員からの質疑がございました。これに対して佐久中小企業庁

年度を調査いたしました。不炭鋸業が非常に不況な際でありましたので、その整備資金として運転資金を三千万

どうしても一度この際資金コストにつ
きまして納得のいくような資料を一つ
きまして、と、この思いますが、

○政府委員(佐久洋君) 先般の委員会
でこれを許します。

門が一件、二千五百円が十二件、千七百
五十万円が一件、千五百万円が二件、
一千三百万円が一件、こういうふうな
幾し出金をしてゐる。

料の御提出を願うまでもなく、ここで御説明いただければそれでもけっこうです。

工中金の貸出残高表というのをございますか、その中のサービス業というの

○理事(古池信三君)　ちよつと私からお尋ねしますが、今まで運転資金の中で古池氏以外のものではどんなもの

○政府委員(佐久洋君) 先般資料の御要求がございまして、実は先生のとこへお届するようには何回か参りま

留はどのくらいかという御質疑がございまして、たまたま私の手元に資料が

○政府委員(佐久洋君) 一千万円を越えたのは、ごいまいせんが、一千万円と

たのでありますが、留守でお千元にまで届いていないと思いますが、一般的に申しまして都市の銀行あるいは地方

りました。それについてのお答えを申し上げますが、業種といたしましては、旅館、貸間業、これが三億八千万

○理事(古池信三君) ほかに御質疑ございませんか。

銀行と比べて、預金、債券、借入金の利率というのがだいぶ商工中金は不利と申しますか、高くなつておる。その

百万円、これは内容は大阪で見本市が

○河野謙三君 この措置によつて商工

結果全般的に総支出率などにおきま

でも、よその銀行よりも高いということになっております。資料はさつそくお手元にお届けいたします。

○河野謙三君 資料をちょうだいして検討させていただきます。いまは、まあこの資金コストを下げる手段としては、今回とられたような措置によつて資金源を確保し、しかもその資金源が良質のものである、低金利のものであるということが一番第一条件でございますが、同時にその商工中金の運営ですね、運営が健全でなければならぬ。それにつきまして私は一つ、これも資料になるかしりませんが、商工中金の貸し出しのうち、いわゆる世間のいう不良貸付というようなものにつきまして説明資料をちょうだいできますか。私は何のだれ兵衛に幾らひつかつたということ、これは金融機関の信用問題ですから、伺おうとは思いませんけれども、たとえば一年以上経過したものとか、二年経過したものとか、六カ月経過したものとかいうものにつきまして、何か資料をいただけますか。

○政府委員(佐久洋君) お説の資料は大體わかると思ひますから、至急作りまして差し上げたいと思ひます。

○河野謙三君 この機会に、資料をいただく前に通産当局を通じて商工中金に御注意をお願いしたいと思います。それは商工中金に限らず国の関係する金融機関には、われわれもその中に入るかもしれないが、顔が非常にきくようでございますが、大事な信用事業を顔によつて左右されるようなことのないように厳重に注意してもらいたい。私は思う。具体的には私は持つておりませんが、この際言いません。

いせんが、こういうことでは私はいかにこういふ国家で中小企業に金融措置をとりまして、それが一部の人の顔によつて一部の業者にそれが使われると、しかもそれが結果的に不良貸付である、そして一般の中小企業、まじめな中小企業に非常に累を及ぼすというようなことは、これは絶対にないとは言えない。これはあらゆる信用事業の貸倒れというものはあります、ありますけれども、そういう意味の貸倒れと違つた意味の悪質の貸倒れというものがある。こういうものについてはこの際十分御注意をいただきたいと思ひます。特に政務次官から政務次官もわれわれと同様に国民の代表として国会に議席を持つておるので、特に政務次官からその運用につきましては十分御注意をいただきたい、私はこう思ひます。

○政府委員(川野芳満君) まだ内容につきましても後日伺ひまして、適當な処理をいたしたいと考えております。

○西川弥平治君 中小企業信用保険のことについてちょっと伺ひたいと思ひますが、今度小企業に對しましては小口の保証保険を今まで十萬のやつを二十萬に、それから協同組合に對しましては三十萬のものを五十萬円といふに引き上げていただくことになつておりますが、現在の事情から考へた場合に小口の個人の場合に二十萬円、それから協同組合の場合五十萬円といふのは、まだもう少し引き上げてほしいのじゃないかという感じがするのですが、その点についてはどういふふうな考へでおられますか。

○政府委員(佐久洋君) これは二十萬円がいいか悪い、なかなか議論のあるところだと思ひます。この制度ができました際には、大體相互銀行なりあるいは信用金庫などの貸し出し、あるいは国民金融公庫の貸し出しのいわゆる小口といふものを見ますと大體十萬円になつております。その後この状況をみてみますと、十萬円ではどうも足りない。そこで今度一応二十萬円ということにしたのでありますが、その一つの基準と申しますか、これは国民金融公庫が普通貸付をする場合に、甲種の貸付の基準といふものが二十萬円でありまして、また、実績から見ましては、國民金融公庫の一口の平均額といふものは大體二十萬円程度になつております。そういうところを一つの目安にいたしまして二十萬円といふことをきめたわけでございますが、なお、この信用保証協会の保証の状況を見ましても、二十萬円以下といふのが件数の比率で六九%、金額の比率にいたしますと二五%というやうなことで、大體まあこの辺が適當なところじゃないか、こういう考へで二十萬円にいたしました次第でございます。

○西川弥平治君 この問題について私は実はちょっと實際的だといふ人々の話をよく聞いてみたんであります。が、額がもう少し上つておるのでありますから、その最高額といふやうなことはきめられておるやうなものだから、十萬円といつても、とても十萬円借りられないのであるから、それより下回るのである、實際は十萬円以上借りたのであるけれども、實際の信用状態から見ると、今お話しのような比率には出ておらずに、實際問題としてもう少し上げてもらいたいといふのが多数の声のように私は思ひます。

聞いておるのでありますので、今そういうことを申し上げたわけでありまして、いろいろ問題が、これを上げるために、また保証協会の方の基金難という問題とも関連があるものから、私はそれを強く主張するわけにはいきませんが、声としてはもう少し、三十萬円くらいにしてもらいたいといふ声があることだけは御了解いただきたいと思ひます。

○理事(古池信三君) はかにございませうか何かな……

○理事(古池信三君) 速記を始めて。海野三郎君 おそろしく中小企業を害しない云々と言われますが、ちょうど今シン業者の陳情を聞いたのです。が、国内においての円資金のあれを保持しているやうな会社が、国内でつまり月賦販売とか、いろいろ資本力をもつて圧迫してくる。そういうふうな状態に對しては、業者は今悲鳴をあげておるのですが、そういうことに對しては重工業局長はどんなふうな考へを持っていらつしやるか、それをお伺ひしたい。

○政府委員(鈴木義雄君) 海野先生は、ミシンのことと存じますが……

○海野三郎君 ええミシン。つまり中小企業にも関係する問題ですから、おそろしく害するといふ、つまり害するおそれのあるといふ文句がありますけれども、それは普通の外資導入ではないのだけれども、日本に円資金を持つておる会社が外資導入の形でなしに、つまり業界を圧迫しつつある。そういうふうなことに對してはどういうふうにお考へになつておるか。

○政府委員(鈴木義雄君) 御質問の点はこういう点ではないかと存じますが、シンガー・ミシンにつきましても、一昨年シンガーとパインの外資提携の申請があつたのであります。その後昨年の秋、シンガーから日本に無為替輸入の許可の申請があつた。その後シンガーとしてどういふやうなことをやつてきたか、その問題ではなからうかと思ひます。私が今申し上げました二点につきましては、まだ結論を得ませんので、許可は留保されておるのであります。ところが昨年の暮から日本のシンガー・ミシン会社がパイン・ミシンにメリットと称するミシンを注文いたしました。それがシンガー・ミシンの販売店を通じて売られてゐる。こういうことではないかと思ひます。大體調べてみますと、一カ月千五百台程度のものを昨年の暮から売つてゐるやうでございます。しかしながら大體御承知かと思ひますが、ミシンの全体の生産高は、昨年一年間で総生産高は百八十万台であります。そのうち家庭用ミシンが百七十万台、輸出向が百一十万台でありまして、国内向が百六十万台、こういう状況でございます。それでパイン・ミシンは大體年に六万台程度作つておつたわけでありまして、そこで現在調べてみますと、大體パインは先ほどのメリット・ミシンを入れますと大體月五千台あるいは五千台ちよつとこえておるといふ状況でありまして、従来の生産実績と比してその大して増して生産しておるといふ状況ではございせん。かような状況でございまして、現在の状況ではある程度影響があるかと思ひますが、まあそういうことも言えるかと思ひますが、まあ

従来の実績から見れば、この程度では
そう大きな影響がないのではないかと
思う。ところが言えるのではないかと
考えておられます。

○海野三朗君 つまりシンガーがそう
いうふうな態勢、いわゆる月賦販売とか
そういうふうなことは日本の内地のミ
シン業者はなかなかやり得ないわけ
であります。中には貸し倒れも出てく
るでありますが、そこを資本力を
持つておるシンガーのようなものであ
ると、長期月賦販売というふうな態勢で
出てきた場合に、日本のシン業者は
ひとたまりもないんじゃないか、これ
はおそろべきさしではないかと、こ
ういうふうな私思うのですが、局長は
どんなふうな考えておられますか。

○政府委員(鈴木義雄君) 月賦販売
は、もちろん国内のメーカーにも、あ
るいは販売店においてもやっておるわ
けであります。まあそれぞれ条件に
よって違うと思いますが、ただ、この
シンガーの取り扱います数量が非常に
今後ふえて参りますと、これは将来問
題が起るかと思ひますが、ただいま申
し上げましたように、現状ではまださ
ような事態は起つておらないという考
えのわけでありま。

それから日本のシン工業と申しま
すものは、外国の市場においても、先
ほど申し上げました通り百五十万台も
出ている。あるいはアメリカにいたし
ましても相当出ているわけでありま
す。あるいは年に四十万台とか五十万
台、こういう数字が出ておるわけであ
ります。その市場におきましても、シ
ン業者と競争しておる、こういう状況
であります。シンガーが相当やりまし

ても、日本としてもこれは相当やって
いけるような資力を持つておるのじや
ないかと、こういう感じもいたしてお
ります。

○海野三朗君 私一つわからないので
ありますが、そのアメリカに輸出した
やつが二十万台も向うで売れないでお
るといふのは、あれはどういう原因が
あるのですか。売れないで日本品がた
まつておるといふのは、これは一体ど
うなんでしょうか。品物が悪いのですか。
どういふわけでこんなに残つておるの
ですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 二十万台と
いうふうな大きな数字はちよつと私存
じておりませんけれども、まあこれは
いろいろ商売の關係がありまして、御
承知の通り、シンは一年少し安く
売り過ぎたので、ある程度の調整を一
昨年からのしたわけでありま。昨年の
秋ごろカナダ等を経てアメリカに行つ
たものが若干多うございまして、その
ためにアメリカである程度ストックし
ておる、こういうふうな状態でありま
す。従いましてこの一月から三月の間
は、若干アメリカ向けのミシンの数量
を調整している、こういうふうな状況
であります。

○海野三朗君 これもシンもみな同
じなんです、たとえば繊維産業の方
面においても同じなんです、アメリ
カにも余つておるから、生産を差し控
えろと言われるようでありま。ど
こかアメリカ以外に吐け口、さばけ口
はないのですか。どうなんでしょうか、ミ
シンに対して、通産行政の立場からか
んがみまして、人間は多くなるし、働
かないでは食うていけないのでありま
すから、どうしても生産過剰になる。

その生産過剰になるのをどこか売れ口
を見出してやるというふうな努力は、
通産省では持つておられないのでし
ょうか。

○政府委員(鈴木義雄君) それはもう
輸出の問題につきましても、できるだ
け各方面に輸出したい。輸出できる所
ならいかなる所でも出した、こう考
えて努力しております。今御指摘のア
メリカの問題はカナダ等を経由しまし
て、相当予想以上にアメリカ市場へ出
過ぎたというために起つた事態であり
ます。われわれといたしましては、ア
メリカ以外の市場をもちろんできるだ
け開拓したい、こういうふうな考え方
でおるわけでありま。先ほど申し上げ
ましたように、昨年の輸出の百五十万
台のうちで詳しいことはあれでありま
すが、大体アメリカ向けが五十万台程
度でござい。ほかにも相当出してお
る、こういう状況でござい。また、ま
た、年々ミシンの生産もふえておるま
すし、輸出もふえておる。かよう
な状況でわれわれとしましてはできる
だけいかなる所にもマーケットに対
しましては輸出するように努力したいこ
う考えております。

○海野三朗君 私は日本という国は人
間が多いし、働かないでは食うていけ
ないものでありますから繊維にしても同
じこと、ミシンにしても同じこと、と
にかく働いて何とかこれを売らさばい
ていかなければやうていかなれないとい
う現状であらうと思ひますが、それに
対して、まあアメリカに余つておるか
ら、アメリカへの輸出を押えたと言わ
れるのは、これはまああわかなのであ
りますが、そのほかのもの、まあ形こそ
違ひますが繊維物なんぞについても同様

だと思ふのですが、どうもこれをセー
グしたりこれに制限を加えるというこ
とはいたやういことであつて、それ
をさばいていくその道を見出すとい
うことが非常に大事なんであつて、それ
がやはり通産行政をやつておられる通
産省あたりの責任じゃないかというふ
うに僕は思ふのですがどういふものな
んでしょうか。

○政府委員(鈴木義雄君) お説の通り
ごもつともでございまして、輸出は伸
ばすべきであつて制限すべきではない
のであります。ですからまたある
問題、たとえば今御指摘のシンとか
そういうふうなものについて、ある一
部の品種についてやりますことはやむ
を得ない。特に経過的問題であつて
何も長くまたそういうことを簡単に
すべきではないと思つております。
お話しの問題の通り大綱はできるだけ
自由に輸出するような方向に持つてい
くのが考え方であるところと考えてお
ります。

○海野三朗君 どうも通産行政は最も
非常にむづかしいことはよく重々承知
しているものであります、品物を制限
するといふような方向に持つていかな
いで、これを何とかしてさばかせると
いふ方向に持つていかなければならな
い。そうしますといふとやはり今のシ
ンガーの場合におきましても少しでも
国内で日本人が暮していけることを考
えてやらなければいけないことを考
へて。今日業者なり、あるいはまた労働
者諸君なりが願ひでおるといふのは、
もう少し通産省としても行政措置と
も申しますか、何とか方法がありそう
なものだと私は思ふのですが、どうな
のですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 先ほど申し
上げました外資導入の許可とか、ある
いは輸入の許可とかいふような問題に
なりますと、通産省なら政府の許可と
いうことにかかわるわけであつて、
先ほど来の御指摘の国内でシンガーの
会社か国内のシン・メーカーに普通
の商取引を注文してそれを売るとい
う問題になります、これはこれに對
してどういふことかといふことがない
わけであつて、この点は日本の普通の
商社が普通のシン・メーカーに對し
て注文をして作つて売ると同じで
ござい。この点で特にこれこれの公
社に對してこうするといふわけには
ちよつといけない問題とこう考えてお
ります。

○海野三朗君 そうしますと、何%ぐ
らいになつてゐるのですか。あまり大
した影響はないと先ほどおっしゃつた
のですが、シンガーの方の月に千五百
台、そうしますと国内で消費する、国
内で使うシン、つまり国内で売らさ
ばけていくシンから見ると、何%ぐ
らいになつてゐるのですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 先ほど申し
上げました通り、国内向けの生産は昨
年度で三十六万台でござい。ま
○海野三朗君 そうしますと、月に千
五百台といふと、年間に、年間には
一万七千五百台ですか、二万台足ら
ずでありますれば、三十六万台に對する
二万台といふわけになります。どう
ござい。ま
○政府委員(鈴木義雄君) さうござ
い。ま
○理事(古池信三君) もうよろしいで
すか。
○海野三朗君 もう一言、この国内に
おけるこういうふうなミシンの問題は

まあ一部分でありましたが、こういうことを通産省としては十分念頭に置いてやっていただかなければいけないし、またミシンに限らず、すべての中小企業方面のことをやはり念頭に置いて、なるべく国内の産業を助けていくという見地に立つてやっていただかなければならない、これには強い注意を私は喚起したいとこう考えておるのであります。で通産省でもおそろくまあ同一御意見でおられると思います、はなはだやり方について十分熱意を持っておられないかのごとくに懸念してはあります、そういう点についてはやはり重大なる御決意を持っていらしやるのであります。国内のこの産業の開発、つまり国内の人が働いて、職を求めていくということを常に念頭に置いて、この通産省がこの産業行政の立場からよく指導して伸ばしていくようにやっていただかなければならないのじゃないか、こんなふうに私は思いますので、そういう点についての局長の御信念を私は承わっておきたい。

○政府委員(鈴木義雄君) 国内の工業、特に私の担当しております機械、鉄鋼業の振興につきましては、できるだけこれは努力いたします。さらに、これを輸出に持っていく、できるだけ国外に伸びるようにしたい、これはわれわれの常態に持っております考え方でございます。

○海野三朗君 もう一つ、今重工業局長に私はもう一つお尋ねしたいことは、昨今鋳物鋳が国内で非常に不足しているのです。この足りないのに対して注文があつても仕事ができないという現状なんです。今それでどれだけ行き

渡っているかという、まず五割、六割ぐらいしか仕事ができている。それで最近八幡、富士が持つておった六千五百トンを出産することになったようであり、一方において相当輸出も行われておる。その輸出の方を産省が制限をした。そういうふうなことを思うときに、もう少し溶鉱炉、今国内で遊んでおる溶鉱炉あるいは半分くずしかかっているような溶鉱炉、そういうものを改善して早く鋳物をたたくさん作り出すということに努力を払われなければならぬのではないかと、鋳物業者はみんなこの五割ぐらいの原料しかもらわれないものでありますから、もうお手あけの状態である。そういうことに対して、もし溶鉱炉を改善しようというふうな場合には、莫大なる資金が必要なのであります。そういう方面にはどういふふうな重工業局長お考えになっておるのでありますか。

○政府委員(鈴木義雄君) 鋳物の問題につきましては、できるだけわれわれも努力しております、従来毎月十、四万五千トンという程度でございますので、昨年の暮もそれに足りない分を努力いたしまして、この三月にも御指摘のように六千五百トンばかり各社から緊急出荷させておるような状況であります。この点については常にわれわれとしても注意を怠らず努力をしておるつもりであります。それから来年度の今後の問題としましては、やはり何と申しますか、御指摘の通り鉄鉄の増産をするという考え方でございまして、来年度は一つ今年度の鉄鉄をさらに相当増産して、鉄鉄の鋳物についても支障のないようにもつていきたい、こういうふうな考えております。また

それと関連いたしましたして、要するに鉄の改造、あるいは増加というふうな問題についても十分注意をいたしまして、とりあえず考えておりますのは、小倉製鉄あるいは大阪の中山製鋼、それから尼崎製鉄、こういうふうなところの鉄の改修あるいは増加というものについては、目下考究しております。さういふ状況で、できるだけ努力して鋳物の鉄鉄を含めまして、鉄鉄全般の増産について三十一年度はできるだけの努力をいたしたい、こう考えております。

○海野三朗君 三十一年度におきましては、今の計画は何％くらいまで満たされましようか。

○政府委員(鈴木義雄君) 今年度の鉄鉄の数字は五百五十万トンでございますが、来年度は大体鉄鉄は五百七十万トンから五百八十万トンの計画でございます。鉄鉄の今年度の増産見込みは六十四万トン程度でございますが、来年度はたまたま申し上げました鉄鉄の増産に伴いまして、できれば七十四、五万トン程度まで増産をはかりたい、こう考えております。もちろんそのうちには自家使用のものもございまして。

○海野三朗君 スクラップの問題はどういうふうな状態になっていましようか。

○政府委員(鈴木義雄君) スクラップは昨年は非常に窮乏でございまして、そのためにいろいろ問題を起しまして、今年もこれが相当問題となると思っています。しかしながらこれに対する対策として、できるだけ輸入スクラップを手配したいということがまず第一の考え方でございまして、現在も従来の計画以上に緊急輸入を相当行

手配をしつつあります。また、スクラップ・カルテルも昨年の秋一時実効がなくなつたわけであり、業界の協力によりまして、この一月からスタートして、これも価格の維持について相当の効果を上げております。また、国有の機械類の払い下げについても、大蔵省と連絡をしまして、できるだけ実効が上がるように大幅な払い下げというふうなことを考えておまして、一時よりは若干スクラップの状況はよくなつて、こういうふうなことでよろしいと思ひます。

○上林忠次君 私、先ほどのミシンの問題ですね。これはミシンのことは何も知りませんけれども、海野さんの言われるように、ミシンが出るなら何とかしてもつと出したいじゃないか。こういう気持ちでございまして、今のアメリカの、あの機械の国に日本の機械が出てゐる。ほかにどんなものが出てゐるか、自動車あたりも出てゐるかもしれないが、そういうふうなある種のものが出てゐるなら、どうして出るか、向うの優秀な機械、堅牢な機械、あの品質のいいものに対して日本からどんな輸出できる、どこかそこにいい手があるなら、通産省としてはミシンが出るからには、何かほかの機械も出る手があるんじゃないか。なぜ日本のこのあめ細工のような機械がああいうような国に出ていくのか、まあ多分値段の点だろと思ひますが、その点を一つお聞きしたいのです。これは全然私、知りませんが不思議なんです、アメリカにそれだけの機械が出ているというの。

○政府委員(鈴木義雄君) 御指摘の通りミシンは相当出ております。そのほかにやはりわれわれの機械で申し上げますと、カメラとかそれから双眼鏡、そういうふうなものが出ております。総じて機械類が比較的に出ております、こう申していいんじゃないかと思ひます。それは手ごろな物で手ごろな値段ではないか、こう考えるわけでございます。今、御指摘のような着想でわれわれもできるだけこういつたふうなもの、マーケットの調査ですね、伸びというふうなものをさらに研究しまして、ほかの品物についてもできるだけ努力をしていきたい、かように考えております。

○上林忠次君 おそろくミシンが出るのだから、ほかのものも出るのじゃないか。さういふ点を調査していただいて、ほかの機械類に対してもまた出る手を考える。通産省としては日本の機械の輸出ということに御努力はされておられると思ひますが、実際の努力が足らぬのじゃないか。日本の機械がもつと発展するように、安くできるように、市場を開拓するように、まだその点が足らぬのじゃないかといふも考へてゐるのです。自動車のところまでいきますと、これは大きな機械になりますから、今のところ自動車なんというものは、こつと二万台かそこら作られて、五社も六社も競争しておる。何にも通産省としては打つべき手を打たんのじゃないか。おそろくほかの機械に対して同じようなことをやっておるのじゃないか。輸出を増進しなけれ

とは必要じゃないか。どうもその辺が通産省の熱意がないのじゃないか。果してどのような援助策をやっておるか、国内産業の育成をやっておるかという点をお聞きしたいのです。

○政府委員(鈴木義雄君) 輸出の問題につきましても、われわれも従来から予算的に、たとえば重機械については、もとは重機械室といいましたが、今では日本プラント輸出技術協会というものの対して相当の国の補助をいたしております。また農機具とか電気機具とか、そういうふうなものについても米年度の予算で補助を計上しております。こういうふうな状況であります。御指摘の通りアメリカの分についてはカメラの輸出ということが相当問題でありまして、実は昨年度、国の予算ではございませんが、競輪から出ました資金を補助いたしまして、ニューヨークで相当宣伝いたしましたので、これまで相当の効果をおさめております。かような次第で、輸出振興を自身については今後ますますこれを強化し努力していきたいと考えておるのであります。また同時に、輸出関係のマーケット対策は、結局日本の機械はコストを安くしなければならぬものだという点がございまして、この点については別に今度出しております法案の機械工業振興の臨時措置法のあれで、できるだけ基礎的な部分も合理化して、安くいい物を作るように努力いたしたい、こういうふうな考えております。

○上林忠次君 自由貿易の今の時代に、関連措置とか何か、輸入の防遏というものは実力以外に行政的にやるということはむずかしいかもしれせん

が、ミシンのようなものは、これは日本人は日本製を使え、輸入しなくてもいいじゃないか、これは輸入禁止ということではできないのですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 現在では輸入はほとんどございせん。実用用は全然とまっております。

○理事(古池信三君) 速記をとめて。

○理事(古池信三君) 速記を始めて。

○海野三朗君 またもう一度ミシンの問題に戻りますが、資本を持たない業者なんです、ミシンというものは、もう家庭工業と申しましょうか、五人十人の職工を使つてやつておる小さいものなんです。それがつまり資金繰りが忙しいのです。忙しいものですか、英語にもある通り、フロム・ハンド・ツウ・マウスというの、手からすぐ口にいかなければならないというのが日本の現状なんです。そこにいきまうと、つまり資金繰りというところとありますし、第一日本の金利が高い。私は資料の提出を願つておいたので、きょうはここで拝見しているのですが、たとえば日本開発銀行の金利なぞを見ると、電力、海運というものは六分五厘であるけれども、あと鉄鋼、石炭、硫酸、機械その他などは九分になつてゐる。金利が一体高いし、そういうようなところじゃ資本力を持つたものが出てきたら、これはひとたまりもないのです。そういう点に対しては通産省はどういうふうにお考えになつていらっしゃるか。私は金利も高いと思うのですし、また中小企業金融公庫法の一部改正法案で金は貸してくれるのだというにはなつておるのですけれども、あまたの業者が

困つておるのですが、そういう点はどういうふうにお考えになつていらっしゃるのか。金利は、第一、開発銀行の金利が場所によつて違ふというのは、これはどうしてなんですか。これも一つ伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(岩武照彦君) 開発銀行の金利に二段の差がついておるとの御質問だろうと思ひますが、これは御承知のように電力と造船につきまして六分五厘、その他の一般産業は昨年までは一割、本年から九分になつた。これはこういうふうないきさつになつておりますが、一般の市中金利と大体同じような水準で開発銀行は金を貸すのが建前です。市中銀行よりも安い金利で競争的に、市中銀行の何といひますか、業務を上げねさるというの、政府機関たる開発銀行の本質ではないというのが、実は開発銀行の設立の本旨らしいのでございませう。らしいというの、私どもの方は主管庁でございませうので……大蔵当局の大体の意向のようにございませう。ところが御承知のように電力あるいは海運等は相当借入金も多数持っておりまして、その結果が直接、電力なら電力料金、それから造船であれば海運の運賃コストに響いてくるというふうなのが、実は実情でございませう。電力料金の方も一律に申しますことは、何かとも少し金利が下らんかというところが、いつも話題になつておると思いますが、そういうことでできるだけ政策的にその二つの業種を限つて安い金利で、料金にはね返らないようにしようということ、特別に六分五厘という金利を設けたことと記憶しております。ほかの業種につきましましては一般の市中金融機関の長期金利並

みの一割ないし九分というところが現在の状況だと思ひます。

それから中小企業の方の実は金利が高いというお話がございませうが、これは中小企業庁の当局からすでに御説明になつておりますが、今後何とか方策を講じまして、商工中金の金利も今度二銭五厘でございませうか、率にしまして約一割近いところを押えて参らう、いろいろ大企業の融資と違ひまして、中小企業関係の融資には小口でありましたり、件数が多かったり等の関係で、比較的にいわば経費というものがかります。はかに、何分商工中金におきましては、ごらんのように債券発行でまかなつてゐる資金が八分五厘にかつてくるというふうな問題もございまして、まあいけば一般の金融機関よりもやや高いコストの金を使つておるというのが実情でございませう。これを何とか安くしようということ、今回二十億の金を比較的安い金利で、もとは財政資金から出た金でございませうが、これを安い金で中金に回し得るような方法を講じまして、何とかして資金コストを少しでも下げて、末端の金利を安くして参りたいというふうなことでいろいろ金利の問題は非常にわれわれとしましてはむずかしい問題がありませう。これはよく世界一高い金利だと言つてゐる批評もございませうが、いろいろ日本の金融機関のあり方、あるいは一般の何といひますか、資本の収益力といひますか、裏を返しますれば、預金の金利、あるいは株式投資の利回り等の関係もございませうので、なかなか

か一挙には下らないのであります。今後だんだんと、金融緩慢の状況、金融機関の合理化を通じて、今後だんだんと下ることだと思つております。われわれ産業界といたしまして、そういうふうな低金利になりますれば、それで投資の意欲もできて参りますし、またコストに占める金利負担も下つて参りますので、従前に比較いたしますればだんだんといふ工合になつて参るのじゃないか、こういうふうに考えておるのでございませう。

○海野三朗君 この金利が二段制になつておるようですが、開発銀行の……電力の問題は六分五厘、造船も六分五厘、えらい利息が安いのです。こういうものを、一体今のミシン業者あたりにこういう低利でもつて貸してくれるのであれば、大へん助かると思ふのですが、そういういわゆる私どもから申しましたならば小物の産業、そういう方面には一人前に利息を取つて、そうして大きな、公益事業であるからでもありませうが、電力、海運のようなものは六分五厘というふうな大へん安い利子で貸しておられる、こういうようなことはちよつとおかしいのじゃないかということ、金利が高いといふことは、インフレを増長するのです。経済の原則からいって私はそう思ふのです。その辺はどういうふうにお考えになつていらっしゃるのですか、通産当局としては。

○政府委員(川野芳満君) 基礎産業の金利を六分五厘にいたしておる次第であります。と申しますことは、基礎産業の資金コストを安くするということは、例を電気にとりますならば、電気資金のコストを安くするというこ

とは、結局電力料金を安くする、こういうことになりまして、従いまして基礎産業の資金コストを安くする、こういう意味で、ただいま仰せになりまして電力とか、あるいは造船等の金利を安くする、こういうこともいたしておるような次第であります。しかし、その他の中小企業におきましても当然安い金利に実することが当然でございまして、先ほど官房長から御説明ありましたように、今後できるだけ金利の引き下げに努力いたしたい、こういうふうに考えておる次第であります。

○上林忠次君 電力の問題ですが、これも私全体の政策はつきり知らずにしゃべるのはおかしいですけれども、大体水力の開発を盛んにやつておるのじゃないか。開発されるとそこに二段三段の関連産業がどんどん設立される。ところが水力は値段が高いということをやつております。火力の方が安いのだ。なぜその高い水力を大きな金をかけて作るのか。もし水力に頼っているのなら、少し考え直さなければいかぬのじゃないかという感じがするのではありませんか。これはしろうと考えてありますけれども、安い電力を早く作らなければならぬ。一年か二年なら短かくていい。四、五年はこれは国の再建のために貴重な年月であります。そんな長い間かかってダムを作つて水力の発電をするというようなことは、もう一回考え直さなくちゃいかぬのじゃないか。とりあえず急いで火力の発電をする、そして国家の再建に馬力をかけるということが今の必要なことじゃないか。先般も九州へ行きましたら、九州は水力がないというので発電

計画はあまりされておらんじやないか。一方失業者あるいは地方産業ということを考えましても、電気が少いためにこれから出る産業がおくれる。失業問題とも関連して日本産業全体を早く発達、強化するというためには、この際水力なんというのを考えてはいかぬのじゃないか。火力にしたらどうか。そして急いで発電せなければいかぬのじゃないか。けれども四、五年がわれわれが一番馬力を出さなければいけないところだ。ますます日本の産業というものは、世界の水準からおくれるのじゃないか。そういうことを考えますと、私はダムの建設などというのは、発電のためのダムを建設するのではなくて、治水のためとか、河川の保護のため、あるいは農耕のための水利のために必要な場所にダムを作つていって、発電は第二の問題にして、発電というものは火力に頼らなければいかぬのじゃないかという気がするのですが、通産省はどういう工合にこの点をお考えになっておりますか。

○政府委員(川野芳満君) 火力発電所と水力発電所の建設費の問題でございしますが、これは場所によって異なるかと考えております。場所がよいところでは水力発電の方がコストが安くつく、しかし場所が悪ければ高くつくというように相なるのじやなからうかとこのように考えております。一面火力発電は御承知のように石炭を使いますので、従つて石炭の炭価というものがまた建設費のウェイトに非常に響く、こういうことにならうかと存じます。そこで実は水力、火力併用がよいのではなからうかとこのようにい

私は考えておるような次第でございす。

○上林忠次君 安い電力を供給してやる、これが一番産業の基礎になるのですから、安いということが必要じゃないかと私は考える。その点から判断しますと、大体今使つてゐる水力は非常に高い、そんな方面に金を投ずるような時代ではないじやなからうか。もつと火力に熱を入れたらどうか、何べんも申しませんが、ダムを作るなどというのは、電力のダムじやないのだ、ほかの目的だ、かたわらから電力を作るのだという工合に考え直したらどうかと思ふのですが。

○政府委員(川野芳満君) 御説のように総合開発上必要などころは当然そういう考えのもとにダムを作りまして、そうしていろいろ農業面等の発展を期することにいたしまして、そうしてそのかたわら電力を作るというように必要であらうかと考えます。しかし、場所によりましては、そういうわけに参りません場所がございまして、そういう場所にはまた電力だけ、このようにことに相ならうかと考えます。場所によりましては御説の通りであらうと考えます。

○海野三朗君 ただいまに関連いたしました、電力が六分五厘と申しますと、これは、最近の計算によれば、だんだん在来の電気料よりも高くなつていく、その原因をだんだん追及いたしますという、何百億という借金を持つておられますから、その金利に迫られておるといふのが電力業者の声なのであります。ところがこの金利なるものは、結局これはもう政府の収入になるので

あつて、どのつまりは大衆からの税金ということになつていくのであつて、公益事業であるならば、政府が金を貸すならば無利息で一体貸してもいいのじやないか、六分五厘でも高い、三分五厘でもいいじやないか。電力を起すといつてもそれは水でありますから、水というのはその地方に天から降つてきたものである、これをつまり電力にかえてやつておるわけでありまして、ところがこの利が高いものだからして、電気が高くなるのだというの

は考えるのであります、この電氣を利用する、使う住民に対する一つの課税のように思う。ほんとうに安い電氣を使わせよう、そのために金利を下げてるのだと言われるならば、この金利を半分くらいにしていまいかいやらないですか、これを一つ御所見を承わりたい。これが一つ。それから先ほど次官からのお話には、公益事業であるから、基礎産業であるからとおっしゃつたのであります、石炭及び鉄鋼は基礎産業でないのですか。この基礎産業が九分になつてゐる、一方で電力が基礎産業であるから六分五厘、どうもここがはつきりしない。この点が第二点なのであります。その御所見を承わりたい。

○政府委員(岩武照彦君) 第一点の電力の金利を安くしたらどうかというお話に申します。これはごもつともであります。われわれもできるだけ安くしようじやないかということ、大蔵省と折衝をやつておりますが、まあただ、ものにはおのづから限度があるのではなからうかということ、結局六分五厘辺でというのがちよと現在

の線でございます。なぜ六分五厘かと申しますと、一応の基準としましては、資金運用部から政府機関に貸し付けます金が六分五厘でございす。現在それより安い金利で金を出しているものはないようでございます。現行のうち一番安い金利ということは一応六分五厘という辺におさめてある。ほかの石炭、鉄鋼のお話、これもごもつともでございます。ただいろいろ申し上げますと、若干事情は異つております。電氣とか船とか申しますのは、建設所要資金の半分あるいは船におきましては何割でございすか、七割でございすか、を開發銀行の資金に仰ぐ。従つて開發銀行の金利に非常に企業は船に負担に影響する、ひいては船舶あるいは料金に直接に響くというのが実情でございす。

鉄鋼の方はこれは今までも採算の合理化計画などで開發銀行からも一部出しておりましたが、これは資金の量が電氣あるいは船に比べますと比較的少く、かつ、企業側にもある程度借入能力もございまして、これは開發銀行の資金の割合は比較的少くなつております。石炭これもごもつともなお話でございす。これは実は若干また鉄とは事情が違つております。御承知のように戦後一番最初に経済再建の基礎として國家投資を行いましたのは、実は石炭でございす。このときは復興金融公庫の金を集中的に石炭に投じました。やつと何といひますか、当時の月産五十数万トン時代から現在のように四百万トンをこえるような地位まで復興して参つたわけでありす。その当時は相當國家資金の量が多かつたのであります。従つて當時も金利問題につきまし

ては、よく記憶しておりませんが、若干の保護の範囲がされたと思っております。昨年御審議願いました炭鉱合理化促進法の関係におきましても、相当な開発銀行の融資の量を期待しておりますが、これはある程度企業側にも現在借入れの余裕もできて参っておりますので、まあ金利が安いことはけっこうでございますが、さりとてそうそう一般の金利を著しく下回るような金利で何といひますか、いわば過度に保護するということもいかかというように、一応一般の金利水準並みの九分、もつともこれにはいろいろ整備事業団等の関係で若干操作しておりますが、九分水準で考えております。これは今申し上げたように企業が借り入れます資金の量のうちで、開発銀行の金利が占める比重等によりまして、おのずから事情が違いますが、一概に基礎産業と申しても、それぞれ考え方を持ってした方が妥当ではないかというわけで、そういうふうに分けたのでございます。

○海野三朗君 これは大蔵当局でなければ、この質問が妥当でないかもしれませんが、この質問の質問をここに提出いたしました、通産当局から一度私は御所見を承りたい。この金利の六分五厘、世界銀行は五分でしよう、金利が、ここに六分五厘、そして今度は鉄鋼、石炭は九分、機械の方の九分だというふうなこの利率の立て方のあり方が、私は根本が違つておるのじゃないか、電力は公益事業であるから六分五厘、基礎産業であるから六分五厘、鉄鋼と石炭は九分という立て方がそもそも私は妥当でない。世界銀行は五分だ。つまりこの金というものは、政府の金でありますから、それは政府の収入になるのであります。ところが、政府は高利貸しではなからう。政府はそう儲けなくてもいいんじゃないか。産業と云つていいじゃないか。産業と云つていいじゃないか。と、この金利というのは実に高い。私は高いと申さざるを得ない。

それからこの開発銀行の融資の方面、海運に出し、疏安に出し、機械に出し、こういうものに出すということのそのわけは、一体どこできめておるのですか、だれがこれをきめておるのかを私は聞きたい。この影響するところは、中小企業金融公庫の金とか、そういう方面にまた影響をしてくるでありましょうから、私はこの資料の提出を願つたわけでありまして、この金利が六分五厘というのは決して安いことではない。世界銀行は五分です。それであるのにここに六分五厘、この六分五厘でさえも、電力が利息を払うのにきゅうきゅうとしておる。従つて大衆にこれは課税をしておるのである、政府がつまり高利貸しをやっているやうなものだ。私はこの立て方が大體間違つておると、こう思う。それが第一点と、六分と九分との差を設けておるといふことが大體おかしいのじゃないかということ、いかなる方面にこの金を融通しておるのか、これは政府の金なんだ、国の金なんだ、開発銀行を勝手にこういうふうな品分けをしておる。そういうことをやっているのよつて、こういうことをやっているのか、それを一つ私は承りたい。

○政府委員(岩武照彦君) この六分五厘の金利が安いとは申し上げたわけではございません。御指摘のように世界銀行も五分くらい、アメリカその他の国におきましても、大體長期金利は四分五厘ないし五分くらいのものでございます。もつとも最近では少し各国とも金利が上る傾向にあるようでございまして、大體日本の金利は世界で一番高い金利じゃないかというふうな言われているのは、これは先ほど申し上げた通りであります。従いまして裏から言いますと、六分五厘で貸しているという事は、これはそれだけ一般の金利よりも安いということ、補給金を出しておるといふことは、補給金を出しているのです。それにはそれだけの政策的な理由もございまして、先ほど申し上げましたような意味で、つまり安く物を売つておるといふことと同じでございます。それだけ補給金を出しておるといふふうにお考え願つてもけっこうです。ただ、先ほど誤解しておりましたのは、石炭は三十年代から六分五厘に下げました。ちよつと私は先ほど言ひ落しました、六分五厘、それからだれがどういふふうにして資金のワタをきめるかという問題でございまして、御承知のように、この開発銀行の資金の配分につきましては、経済審議庁を中心に行つたしまして、われわれの方、大蔵省の方、あるいは運輸省というところと相談いたしまして、実際の事情をにらみながらきめておるわけですが、これはこの前も申し上げたと思ひますが、開発銀行のこの業種別の資金の引き当て額といひますものは、これは厳密な意味で必ずそれだけ貸さなければならぬとか、あるいはこれに割り当てをしたというふうな意味ではございませんで、開発銀行におきまして、そういうふうに一応の目安を国から指図してもらつて、その範囲内で実際の借り入れの申請を審査いたしまして、企業の資金能力、あるいは返済の状況あるいは資金の使途、担保その他の関係を考え、その中で適宜あはばいするわけでございます。

なお、開発銀行がABCの企業に独占で借すということも困りますから、適当と思われる企業を関係各省から推薦せよということ、前々回の国会で申し上げた通りでございます。その資料もすでに前々回にお手元にお配りしてある次第でございます。

○海野三朗君 もう一つ、この山形のハッピー・ミシンが開発銀行に再三足を運んだので、金を借りたと言つて、ところが結局何カ月かたつてから貸せないということ、断られたのです。ハッピー・ミシンはミシンとしては相当大きな会社なんです、どうして開発銀行では貸さなかつたか、私は実に不思議に思つておるのですが、これはミシンなんかには貸さないというのですか、開発銀行は。どういふわけでミシンなどの大きいものに貸さないのですか。

○政府委員(岩武照彦君) ミシンに貸さないという事は、別段はつきりきめたわけではございませんで、しょうが、機械工業については、本年度はこういう方面を優先して考えてもらいたいというふうな一応の基準は、これは開議で毎年きめて参つております。ミシンがその中に入つておりましたか、入つておりませんが、まあそういうふうなことで、いろいろな業種もございまして、また投資の計画もございまして、から、どれにも全部というわけにも参りません。金の量もにらみながら、毎年度そういうふうなことで、大體の業種なりあるいは投資の対象になりますか、あるいは合理的な事業と申しますか、か、そういうようなのをあらまし閣議できめていただきます、それに基いて先ほど私が申し上げましたように、各省が適当と認める企業を推薦していただくというのが、現実の手續でございます。

○海野三朗君 もう一つだけ、これで終ります。鉄についてであります、製鉄は市中銀行から盛んに借りて、うしても鉄鋼の値段を下げられないというの、その一つの理由になつてゐるやうであります。つまり開発銀行あたりで六分五厘の利子で、鉄鋼方面に金を融通されれば、鉄鋼の製品が値段が非常に安くなるわけじゃありませんか。そういう方面に対しては、どういふふうにお考えになつていらつしやるか。鉄鋼の大きな富士、八幡など、銀行から莫大な借金をしておりますから、その利子に追われて、その利子が今度製品の方にかかつてくるのです。かかつてきますから製品を安く売られぬ。この六分五厘のやうな安いお金を、開発銀行でこの八幡、富士あたりに貸してくれるやうであるならば、それだけこの製品の値段が安くなるのはなからうかというのを、私は伺いたい。

○政府委員(鈴木義雄君) 鉄鋼の値段の原価でございまして、これはいろいろファクターがございまして、一番問題はやはり原料関係、そういうところに一番の問題がある。最近鉄鋼の値上り

をいたしましたのも、実を言いますと、世界的に鉄鋼の原料の値が上った、と同時に海上運賃も上るといのが大体大きな問題でございまして、もちろん日本として鉄鋼といわず一般産業で、日本の金利が高いということのために、コストが高いということはあるわけでございしますが、さような次第でございまして、鉄鋼業も昨年あたり相当借金をいたしております、金利に苦しんでおります。最近の状況は若干よくなっている状況でございします。さような状況でございします。

それから鉄鋼に対して開銀はどういうふうにするかと申しますことは、やはりこれは開銀の量の問題でございしますので、われわれといたしましては、原局としてはいろいろ希望いたしますけれども、ほかのやはり同様、あるいはそれ以上に緊要な事業とのにらみ合せもございまして、そういう点でリスクが考えられることがいつものしきたりでございします。それから先ほど米お話し申し上げました通り、従いまして鉄鋼の全体の資金量の中に開銀の占める割合は、比較的少いというところは言えるのじゃないかと思っております。さうかような次第でございします。

○理事(古池信三君) それでは本日はこれにて散会いたします。
午後四時二十一分散会

三月九日本委員会に左の案件を付託された。
一、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十七日)

三月十日日本委員会に左の案件を付託された。
一、北海道道落、野田追河川の電源開発に関する請願(第七四五号)

第九部 商工委員会会議録第十三号 昭和三十一年三月十三日【参議院】

一、横須賀市武山地区に原子力研究所設置促進の請願(第七八〇号)
一、山形県朝日川地区電源開発事業促進等に関する請願(第八一四号)
第七四五号 昭和三十一年二月二十八日受理
北海道道落、野田追河川の電源開発に関する請願
請願者 北海道道落部道落部部長 伊藤淳一

紹介議員 木下 源吾君
道南地方は電力供給の最も逼迫した地域であり、事業用の設備においても全道のわずか五パーセントにすぎない実状である。幸にも本村を流れる落部川は流域面積百二十八・九平方キロ、流域延長百二十六・六キロ、野田追河川は流域面積百三十一・六平方キロ、流域延長百十七・三キロの河川で水量も豊富であり、電源として適当なことは既に北海道通電開発本部の調査によつて明らかとなるのであるから、本電源の開発について特段の措置を講ぜられたとの請願。

第七八〇号 昭和三十一年二月二十九日受理
横須賀市武山地区に原子力研究所設置促進の請願
請願者 神奈川県横須賀市議会 議長 田村龜雄
紹介議員 曾根 益君 石村 幸作君

さきに原子力研究所設置の候補地として原子力委員会から指定された、武山地区は、旧海軍施設の固有財産にして現在在日米軍に提供、使用されているため、その使用解除が要請されることになるが、同地区がわが国における原子力の研究、開発及び利用に最も適した場所であること、わが国の原子力研究事業がすべて米国の援助と指導協力のもとに推進されていること等から考へて、情勢として使用解除の見通し

は明るいように思われるが、敷地確定はかつてこの一点に存するから、建設地武山地区の軍使用解除が早急に実現せられ、すみやかに設置できるよう特別の措置を講ぜられたとの請願。

第八一四号 昭和三十一年三月二日受理
山形県朝日川地区電源開発事業促進等に関する請願
請願者 山形県西村山郡朝日町 長 村山善一郎外二名
紹介議員 海野 三朗君

山形県朝日川流域の電源開発事業はすでに測量も完了しているが、地元朝日町にとつても朝日川砂防工事の施工と併せて発電の最大限活用、村山平野のこの水防止、企業誘致、二、三男対策の解決等計り知れない福利をもたらすものとして、その早期実現を期待し、受入態勢確立に万全を期しているから、この朝日川地区電源開発事業並びに砂防工事を昭和三十一年度からは非共着工せられたとの請願。

三月十二日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。
一、原子燃料公社法案
一、核原料物質開発促進臨時措置法案
原子燃料公社法案
原子燃料公社法
第一章 総則(第一条―第七条)
第二章 役員及び職員(第八条―第十八条)
第三章 業務(第十九条―第二十条)
第四章 財務及び会計(第二十一条―第三十四条)
第五章 監督(第三十五条―第三十六条)

第六章 雑則(第三十七条―第四十条)
第七章 罰則(第四十一条―第四十三条)
附則
第一章 総則
(設立の目的)
第一条 原子燃料公社は、原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)に基づき、核原料物質の開発及び核燃料物質の生産並びにこれらの物質の管理を総合的かつ効率的に行い、原子力の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものとする。

(法人格)
第二条 原子燃料公社(以下「公社」という)は、法人とする。

(事務所)
第三条 公社は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公社は、内閣総理大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)
第四条 公社の資本金は、一千万円とし、政府がその全額を出資するものとする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公社に追加して出資することができる。この場合において、公社は、その出資額により資本を増加するものとする。

(登記)
第五条 公社は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称使用の制限)
第六条 公社でない者は、原子燃料公社という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(民法の適用)
第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、公社について準用する。

第三章 役員及び職員
(役員)
第八条 公社に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)
第九条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長の定めるところにより、公社を代表し、理事長を補佐して公社の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、公社を代表し、理事長及び副理事長を補佐して公社の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、公社の業務を監査する。

(役員の任命)
第十条 理事長は、原子力委員会の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長及び原子力委員会の意見をきいて、内閣総理大臣が任命する。

3 監事は、原子力委員会の意見をきいて、内閣総理大臣が任命する。

(役員任期)

第十二条 理事長、副理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができ

(役員欠格事項)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、政府職員(人事院が指定する非常勤の者を除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二 政党の役員

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者で公社と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員解任)
第十三条 内閣総理大臣は、役員が前条各号の一に該当するに至つた

ときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣は、役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、理事長にあつては原子力委員会の同意を得て、副理事長及び理事にあつては理事長及び原子力委員会の意見をきいて、監事にあつては原子力委員会の意見をきいて、これらの者を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があると

(役員兼職禁止)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)
第十五条 公社と理事長、副理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公社を代表する。

(代理人の選任)
第十六条 理事長、副理事長及び理事は、公社の職員のうちから、公社の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)
第十七条 公社の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)
第十八条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その

他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)
第十九条 公社は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 核燃料物質の探鉱、採鉱及び選鉱を行うこと。

二 核燃料物質の輸入並びに買取及び売渡を行うこと。

三 核燃料物質の生産及び加工を行うこと。

四 核燃料物質の輸入及び輸出並びに買取、売渡及び貸付を行うこと。

五 第一号及び第三号に掲げる業務の実施に伴い生ずる副産物の売渡を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行うこと。

2 公社は、前項第六号に掲げる業務を行うときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(業務運営の基盤)
第二十条 公社の業務は、原子力委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める核燃料物質の開発及び核燃料物質の生産並びにこれらの物質の管理に關する基本計画に基いて行われなければならない。

(業務報告書)
第二十一条 公社は、毎事業年度、業務報告書を作成し、当該事業年度経過後二月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定に

より業務報告書の提出を受けたときは、これに意見を附し、内閣を経て国会に報告しなければならない。

3 第一項に規定する業務報告書の記載事項は、総理府令で定める。

第四章 財務及び会計
(事業年度)
第二十二条 公社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算等の認可等)
第二十三条 公社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 公社は、前項の規定により内閣総理大臣の認可を受けたときは、当該認可に係る資金計画を遅滞なく会計検査院に提出しなければならない。

(決算)
第二十四条 公社は、毎事業年度の決算を翌年度の六月三十日まで完了結しなければならない。

第二十五条 公社は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条及び次条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完了後一月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公社は、前項の規定により内閣総理大臣の承認を受けたときは、遅滞なく当該財務諸表を公告しなければならない。

第二十六条 公社は、毎事業年度、予算の区分に従いその実施の結果

を明らかにした説明書を作成し、前条第一項の規定により内閣総理大臣の承認を受けた当該事業年度の財務諸表を添え、遅滞なく内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により説明書及び財務諸表の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

3 内閣は、前項の規定により送付を受けた説明書及び財務諸表を会計検査院の検査を経て国会に報告しなければならない。

4 第一項に規定する説明書の記載事項は、総理府令で定める。

(利益及び損失の処理)
第二十七条 公社は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 公社は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)
第二十八条 公社は、内閣総理大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができ

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換える

ことができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(補助金)

第二十九条 政府は、予算の範囲内において、公社に対し、その業務に要する経費の一部を補助することができる。

(余剰金の運用)

第三十条 公社は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 国債の保有

二 銀行への預金又は郵便貯金(財産の処分等の制限)

第三十一条 公社は、総理府令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十二条 公社は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

(会計検査)

第三十三条 公社の会計については、会計検査院が検査する。

(総理府令への委任)

第三十四条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、公社の財務及び会計に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第五章 監督

第三十五条 公社は、内閣総理大臣が監督する。

2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公社に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十六条 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、公社に対して業務の状況に關し報告をさせ、又はその職員をして公社の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(恩給)

第三十七条 公社の設立の際現に恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員又は同条に規定する公務員とみなされる者(以下この条において「公務員又は公務員とみなされる者」という。)として在職するものが、引き続き公社の役員又は職員となり、更に引き続き公務員又は公務員とみなされる者となつたとき(公社の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職するものが引き続き公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続き公社の役員又は職員と

なり、更に引き続き公務員又は公務員とみなされる者となつたときを含む)は、その公務員又は公務員とみなされる者に給すべき普通恩給については、当該公社の役員又は職員としての在職年数をもっての在職年数に折算する。

2 前項の規定は、公社の役員又は職員となるまでの公務員又は公務員とみなされる者としての在職年数が普通恩給に關する者については、適用しないものとする。

3 第一項の規定の適用を受ける者については恩給法第六十四条ノ二(再就職の場合の普通恩給)の規定の適用又は準用については、公社の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。

第三十八条 公社は、前条第一項の規定の適用を受ける公社の役員若しくは職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫に納付するものとする。

第三十九条 内閣総理大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第二十三条第一項、第二十八条第一項及び第二項ただし書並びに第三十一条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十五条第一項及び第三十二条の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十六条第四項、第三十一条及び第三十四条の規定により

總理府令を定めようとするとき。

(他の法令の準用)

第四十条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、公社を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

第四十一条 第三十六条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした公社の役員又は職員を五万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした公社の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十五条第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

た者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(公社の設立)

第二条 内閣総理大臣は、第十条第一項又は第三項の例により、公社の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、公社の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

3 内閣総理大臣は、設立委員を命じて、公社の設立に關する事務を処理させる。

4 設立委員は、公社の設立の準備を完了したときは、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

5 第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継を受けた日において、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

6 公社は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第三条 公社の最初の事業年度は、第二十二條の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。

算、事業計画及び資金計画については、第二十三条第一項中「事業年度開始前」とあるのは、「公社の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。

(登録法の改正)

第五条 登録法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一号ノ七の次に次の一号を加える。

一ノ八 原子燃料公社自己ノ為ニスル登記又ハ登録

(印紙法の改正)

第六条 印紙法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ四の次に次の一号を加える。

六ノ四ノ二 原子燃料公社ノ為

スル証書、帳簿

(所得税法の改正)

第七条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第四号の五を第四号の六とし、第四号の二から第四号の四までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

四の二 原子燃料公社

(法人税法の改正)

第八条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「日本電信電話公社」の下に、「原子燃料公社」を加える。

(地方税法の改正)

第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号及び第七十三条の四第一項第二号中「日本電信電話公社」の下に、「原子燃料公社」を加える。

第三百四十九条の三に次の一項を加える。

II 原子燃料公社が設置する核燃料物質の生産及び加工の用に供する設備並びにこれらの設備を収容する家屋に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

第四百八十九条第一項第九号の三の次に次の一号を加える。

九の四 ウラン地金及びトリウム地金

(行政管理局設置法の改正)

第十条 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「公共企業体(公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二

条第一項第一号に掲げる公共企業体をいう。の下に、「原子燃料公社」を加える。

(国の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律の改正)

第十一条 国の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律(昭和二十四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「及び日本電信電話公社」を、「日本電信電話公社及び原子燃料公社」に改める。

(政府契約の支払遅延防止等に関する法律の改正)

第十二条 政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「日本電信電話公社」の下に、「原子燃料公社」を加える。

(国庫出納金等端数計算法の改正)

第十三条 国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「日本電信電話公社」の下に、「原子燃料公社」を加える。

(公職選挙法の改正)

第十四条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四百五十五条第一項及び第百六十六條第一号中「又は日本電信電話公社」を、「日本電信電話公社又は原子燃料公社」に改め、第二百三十九条の二第二号中「日本専売公社」の下に若しくは「原子燃料公社」を加える。

(予算執行職員等の責任に関する法律の改正)

第十五条 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第百七十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「日本電信電話公社」の下に、「原子燃料公社」を加える。

(港灣法の改正)

第十六条 港灣法(昭和二十六年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第三項中「日本電信電話公社」の下に、「原子燃料公社」を加える。

(土地収用法の改正)

第十七条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中第三十四号を第三十五号とし、第三十三号の次に次の一号を加える。

三十四 原子燃料公社が原子燃料公社法(昭和三十一年法律第

号)第十九条第一項各号に掲げる業務の用に供する施設(核原料物質開発促進臨時措置法(昭和三十一年法律第

号)の規定により土地を使用することができものを除く。

(自動車損害賠償保障法の改正)

第十八条 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第十条 第七十二条第一項及び第七十八條第二項中「日本電信電

目次

第一章 総則(第一条―第四条)
第二章 土地及び事業場の使用(第五条―第二十七条)
第三章 租税の賦課(第二十八条―第四十四条)
第四章 雑則(第四十五条―第四十七條)

第五章 附則(第四十八條)

附則 第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)第一条に規定する目的の達成に資するため、核原料物質の開発を促進することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律で「核原料物質」とは、原子力基本法第三條第三号に規定する核原料物質をいう。

(探鉱計画) 第三条 内閣総理大臣は、通商産業大臣又は原子燃料公社(以下「公社」という。)が行う核原料物質の探鉱の合理的な実施を図るため、毎年、原子力委員会の議決を経て、核原料物質探鉱計画を定めなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により核原料物質探鉱計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(処分、手続その他の行為の効力)
第四条 この法律の規定によつてした処分、手続その他の行為は、土地の所有者、鉱業権者、租鉱権者又は関係人の承継人に対しても、その効力を有する。

第二章 土地及び事業場の使用

(土地等の立入)

第五条 通商産業大臣又は公社は、核原料物質の採鉱に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、その職員に他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の坑道、採鉱場、選鉱場、土石の捨場その他これらに類する施設(以下「事業場」という。)に立ち入らせることができる。

2 公社は、前項の規定によりその職員に他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入らせようとするときは、科学技術庁長官の承認を受けなければならない。

3 科学技術庁長官は、前項の承認をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

4 第一項の規定により他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入る職員は、あらかじめ土地の占有者又は鉱業権者若しくは租鉱権者に通知しなければならない。ただし、宅地若しくはかき、さく等で囲まれた土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入る場合を除き、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

5 日出前及び日没後においては、土地の占有者又は鉱業権者若しくは

は租鉱権者の承諾があつた場合を除き、宅地若しくはかき、さく等で囲まれた土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入つてはならない。

6 第一項の規定により他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

7 国又は公社は、第一項の規定による立入によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

6 土地の占有者又は鉱業権者若しくは租鉱権者は、正当な理由がなければ、前条第一項の規定による立入を拒み、又は妨げてはならない。

(植物の伐採)

第七条 第五条第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、核原料物質の採鉱に関する測量又は実地調査のためやむを得ない必要があつて障害となる植物を伐採しようとする場合において、その障害となる植物が山林、原野その他これらに類する土地にあつて、その伐採についてあらかじめ所有者の承諾を得ることが困難であり、かつ、植物の現状を著しく損傷しないときは、その承諾を得ないで伐採することができる。この場合においては、遅滞なく、その旨を所有者に通知しなければならない。

2 国又は公社は、前項の規定による植物の伐採によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

し、これを補償しなければならない。

(鉱物等の採取)

第八条 第五条第一項の規定により他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入る職員は、核原料物質の採鉱に関する実地調査のためやむを得ない必要があるときは、あらかじめ所有者若しくは占有者又は鉱業権者若しくは租鉱権者に通知して、必要な最少限度の量に限り、鉱物又は土石を採取することができる。

2 国又は公社は、前項の規定による鉱物又は土石の採取によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

(事業場の一時使用)

第九条 通商産業大臣又は公社は、核原料物質の採鉱を行うためやむを得ない必要があるときは、あらかじめ鉱業権者又は租鉱権者に通知して、鉱業権者又は租鉱権者の利用を著しく妨げない限度において、その用法に従ひ、鉱業権者又は租鉱権者の事業場を一時使用することができる。

2 公社は、前項の規定による一時使用をしようとするときは、科学技術庁長官の承認を受けなければならない。

3 第五条第三項の規定は、前項の承認に準用する。

4 第一項の規定による一時使用の期間は、六月をこえることができない。

5 国又は公社は、第一項の規定による一時使用によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

たときは、損失を受けた者に對し、これを補償しなければならない。

(土地の使用)

第十条 通商産業大臣又は公社は、核原料物質の採鉱を行うため他人の土地を次に掲げる目的のため利用することが必要かつ適當であつて、他の土地をもつて代えることが著しく困難であるときは、これを使用することができる。

- 一 坑口又は坑井の開設
- 二 露天掘
- 三 機械設備の設置
- 四 坑木、火薬類その他の重要資材、鉱物又は土石の置場又は捨場の設置

2 前項の規定による使用の期間は、一年をこえることができない。

(使用の協議)

第十一条 通商産業大臣又は公社は、前条第一項の規定により他人の土地を使用しようとするときは、その土地の所有者(所有者以外に権原に基いてその土地を使用する者があるときは、その者及び所有者)と土地の使用について協議しなければならない。

2 公社は、前項の規定による協議をしようとするときは、科学技術庁長官の承認を受けなければならない。

3 第五条第三項の規定は、前項の承認に準用する。

4 通商産業大臣又は公社は、第一項の規定による協議をしようとするときは、協議をしようとする日の十日前までに、その旨を公示する。

るとともに土地の所有者及び土地に關し所有権以外の権利を有する者(以下「権利者」という。)並びに土地調整委員会に通知しなければならない。

5 通商産業大臣又は公社は、前項の規定による通知をした日から三月を経過したときは、第一項の規定による協議をすることができない。

(使用の裁決の申請)

第十二条 通商産業大臣又は公社は、前条第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、その土地の使用について土地調整委員会の裁決を申請することができる。ただし、前条第四項の規定による通知をした日から三月を経過したときは、この限りでない。

(意見書の提出)

第十三条 土地調整委員会は、前条の裁決の申請があつたときは、その旨を公示するとともに土地の所有者及び権利者に通知し、二十日を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 土地調整委員会は、前項の期間を経過した後でなければ、裁決をしてはならない。

(使用の裁決)

第十四条 土地を使用することができるときは、裁決においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 使用することができる土地の区域
- 二 使用の方法

三 使用の開始の時期及び使用の期間

四 補償金の額並びにその支払の時期及び方法

(裁決の公示及び通知)

第十五条 土地調整委員会は、第十二条の裁決をしたときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに通商産業大臣又は公社並びに土地の所有者及び権利者に通知しなければならない。

(使用の裁決の効果)

第十六条 第十四条の裁決があつたときは、その裁決において定められた使用の開始の時期に、国又は公社は、その土地を使用する権利を取得し、その土地に関するその他の権利は、その土地を使用する権利の内容と抵触する限度においてその行使を制限される。

(使用の協議の効果)

第十七条 第十一条第一項の規定による協議がとつた場合において、当事者がその協議において定めた第十四条各号に掲げる事項を土地調整委員会に届け出たときは、その届け出たところに従い、土地を使用することができ旨の裁決があつたものとみなす。ただし、第十一条第四項の規定による通知の日から三月以内に届け出た場合に限る。

(収用の裁決)

第十八条 通商産業大臣又は公社が第十条第一項の規定により他人の土地を使用する場合において、その使用によつて土地の形質が変更されるときは、土地の所有者は、その土地の収用について土地調整

委員会の裁決を求めることができる。

2 前項の場合において、土地の一部が収用されることによつて残地を従来用いていた目的に供することが著しく困難となるときは、土地の所有者は、その全部の収用について土地調整委員会の裁決を求めることができる。

3 土地調整委員会は、第十一条第一項の規定による協議又は第十四条の裁決において定められた使用の期間が経過したときは、前二項の裁決をすることができない。

4 第十三条及び第十五条の規定は、第一項又は第二項の場合に準用する。この場合において、第十三条第一項中「土地の所有者」とあるのは、「通商産業大臣又は公社」と読み替へるものとする。

第十九条 土地を収用すべき旨の裁決においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 収用すべき土地の区域
二 収用の時期
三 補償金の額並びにその支払の時期及び方法

(収用の裁決の効果)
第二十条 前条の裁決があつたときは、その裁決において定められた収用の時期に、国又は公社は、その土地の所有権を取得し、その土地に関するその他の権利は、消滅する。

(損失の補償)
第二十一条 国又は公社は、土地の使用又は収用によつてその土地の所有者又は権利者が受ける損失を補償しなければならない。

2 土地の一部の使用又は収用によつて残地の価格が減少し、その他残地について損失が生ずるときは、その損失を補償しなければならない。

3 土地の一部の使用又は収用によつて残地に通路、みぞ、かきその他の工作物の新築、改築、増築若しくは修繕又は盛土若しくは切土をする必要が生ずるときは、これに要する費用を補償しなければならない。

4 前二項に規定する補償のほか、土地の使用又は収用によつてその土地の所有者又は権利者が通常受ける損失は、補償しなければならない。

5 土地の所有者又は権利者が第十四条第四項の規定による通知を受けた後に土地の形質を変更し、工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕をし、又は物件を附加増設したときは、これについての損失は、補償することを要しない。ただし、あらかじめ通商産業大臣又は公社の承認を受けてこれらの行為をしたときは、この限りでない。

(使用の廃止等による損失の補償)
第二十二条 通商産業大臣若しくは公社が第十一条第四項の規定による通知をした後にその土地を第十五条第一項各号に掲げる目的のために使用することを廃止した場合、第十二条の規定による申請を拒否する旨の裁決があつた場合又は第二十五条の規定により協議若しくは裁決が失効した場合において、これによつてその土地の所有者又は権利者が損失を受けたときは、国又は公社は、これを補償しなければならない。

2 土地の所有者又は権利者は、前項の規定による損失の補償について通商産業大臣又は公社と協議をすることができず、又は協議がととのわなるときは、土地調整委員会の裁決を申請することができる。

3 第十三条 第十四条第四号及び第十五条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第十三条第一項中「公示するとともに土地の所有者及び権利者」とあるのは、「通商産業大臣又は公社」と、第十五条中「公示するとともに通商産業大臣又は公社並びに土地の所有者及び権利者」とあるのは、「通商産業大臣又は公社及び申請人」と読み替へるものとする。

4 前項において準用する第十五条の規定による通知があつたときは、裁決の定めるところに従い、当事者の間に協議がとつたものとみなす。

(訴訟)
第二十三条 第十四条、第十九条又は前条第二項の裁決において定められた補償金の額について不服がある者は、第十五条(第十八条第四項又は前条第三項)の規定による通知を受けた日から六十日以内に、訴をもつてその額の増減を請求することができる。この場合においては、国若しくは公社又は土地の所有者若しくは権利者を被告としなければならない。

(供託)
第二十四条 国又は公社は、次に掲げる場合においては、補償金を供託することができる。

一 補償金を受けるべき者がその受領を拒んだとき、又はこれを受領することができないとき。

二 過失がなく補償金を受けるべき者を確知することができないとき。

三 差押又は仮差押により補償金の支払を禁じられたとき。

(協議又は裁決の失効)
第二十五条 国又は公社が第十一条第一項の規定による協議(第十七条の規定による届出があつたものに限る)又は第十四条若しくは第十九条の裁決において定められた補償金の支払の時期までにその支払又は供託をしないときは、協議又は裁決は、その時以後その効力を失う。

(原状回復の義務)
第二十六条 国又は公社は、土地の使用が終了したとき、又は前条の規定により協議若しくは裁決が失効したときは、土地を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償して、これを返還しなければならない。

(土地収用法の準用)
第二十七条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第百三条(危険負担)、第百四条(担保物権と補償金等)、第百六条第一項、第三項及び第四項(買受権)並びに第百七条(買受権の消滅)の規定は、この法律の規定による使用又は収用に係る土地に準用する。この場合において、土地収用法第百六条第一項ただし書中「第七十六条第一項」とあるのは、「核原料物質開発促進臨時措置法第十八条第二項」と読み替へるものとする。

第三章 租鉱権の設定

(開発に関する指示)

第二十八條 通商産業大臣は、ウラン鉱及びトリウム鉱(以下「ウラン鉱等」という。)を目的とする採掘権者がその採掘鉱区(租鉱権が設定されている部分を除く。以下同じ。)においてウラン鉱等に係る事業に着手せず、又は引き続き六月以上これを休止している場合において、その採掘鉱区におけるウラン鉱等の存在が明らかであつて、その鉱量、品位等にかんがみウラン鉱等を経済的に開発することができ、かつ、その開発を急速に行ふ必要があると認めるときは、その採掘権者に対し、六月以内にその採掘鉱区においてウラン鉱等に係る事業に着手し、又はこれを再開すべきことを指示することができる。

2 通商産業大臣は、採掘権者から申請があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、前項に規定する期間を延長することができる。

3 通商産業大臣は、第一項の規定による指示又は前項の規定による期間の延長をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(租鉱権の設定の協議)

第二十九條 公社は、採掘権者が前条第一項の規定による指示に従わなかつた場合に現にその事業を行つていないときは、通商産業大臣の許可を受けて、採掘権者に対し、その採掘鉱区にウラン鉱等を目的とする租鉱権(以下単に「租鉱権」という。)の設定について協議

することができる。

2 公社は、前条第一項に規定する期間(同条第二項の規定による延長があつたときは、延長後の期間)の満了後三月を経過したときは、前項の許可を受けることができない。

3 通商産業大臣は、第一項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに採掘権者及びその採掘権者に関する登録上利害関係を有する第三者(租鉱権者を除く。以下「利害関係者」という。)に通知しなければならない。

4 公社は、第一項の許可を受けた日から三月を経過したときは、同項の規定による協議をすることができない。

(決定の申請)

第三十條 公社は、前条第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわなときは、租鉱権の設定について通商産業大臣の決定を申請することができる。ただし、同項の許可を受けた日から三月を経過したときは、この限りでない。

(意見書の提出)

第三十一條 通商産業大臣は、前条の決定の申請があつたときは、その旨を公示するとともに採掘権者及び利害関係者に通知し、二十日を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の期間を経過した後でなければ、決定をしてはならない。

(処分禁止)

第三十二條 採掘権者は、前条第一項の規定による通知を受けた後は、第三十條の規定による申請を拒否する旨の決定があるまで、公社が租鉱権者となることを廃止するまで、第四十三條の規定により第三十五條の決定が失効するまで、又は同条の決定に基づき租鉱権の設定の登録があるまでは、その採掘権を変更することができない。

(諮問)

第三十三條 通商産業大臣は、第三十條の決定をしようとするときは、地下資源開発審議会に諮問しなければならない。

(決定の基準)

第三十四條 通商産業大臣は、採掘権者が現にウラン鉱等に係る事業を行つていないとき、又は租鉱権の設定がウラン鉱等以外の鉱物に係る事業の継続に著しい支障を及ぼすと認めるときは、租鉱権を設定すべき旨の決定をしてはならない。

(租鉱権の設定の決定)

第三十五條 租鉱権を設定すべき旨の決定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 採掘権の登録番号
 - 二 租鉱権を設定すべき区域
 - 三 租鉱権の存続期間
 - 四 租鉱料及び補償金の額並びにこれらの支払の時期及び方法
- (決定の公示及び通知)

第三十六條 通商産業大臣は、第三十條の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに公

社並びに採掘権者及び利害関係者に通知しなければならない。

(決定の効果)

第三十七條 第三十五條の決定があつたときは、決定の定めるところに従い、当事者の間に協議がととのつたものとみなす。

2 前項の規定により協議がととのつたものとみなされたときは、公社は、鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第七十七條第一項(租鉱権の設定の申請)の規定にかかわらず、単独で租鉱権の設定の申請をすることができる。

(租鉱権に関する特例)

第三十八條 第二十九條第一項の規定による協議又は第三十五條の決定に基づいて設定される租鉱権に関する鉱業法第七十六條第一項(租鉱権の存続期間)の規定の適用については、同項中「五年以内」とあるのは、「十年以内」とし、その設定の申請については、同法第七十七條第三項(租鉱権の設定の基準)の規定は、適用しない。

(損失の補償)

第三十九條 公社は、租鉱権の設定によつて採掘権者又は利害関係者が受ける損失(租鉱料として支払われる分を除く。)を補償しなければならない。

2 採掘鉱区の一部に租鉱権が設定されることによつて租鉱権が設定されな区域(以下「残鉱区」という。)の価格が減少し、その他残鉱区について損失が生ずるときは、その損失を補償しなければならない。

3 前項に規定する補償のほか、租

鉱権の設定によつて採掘権者又は利害関係者が通常受ける損失(租鉱料として支払われる分を除く。)は、補償しなければならない。

(廃止等による損失の補償)

第四十條 通商産業大臣が第二十九條第三項の規定による通知をした後に公社が租鉱権者となることを廃止した場合、第三十條の規定による申請を拒否する旨の決定があつた場合又は第四十三條の規定により決定が失効した場合において、これによつて採掘権者又は利害関係者が損失を受けたときは、公社は、これを補償しなければならない。

2 採掘権者又は利害関係者は、前項の規定による損失の補償について公社と協議をすることができず、又は協議がととのわなときは、通商産業大臣の決定を申請することができる。

3 第三十一條、第三十三條、第三十五條第四号及び第三十六條の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第三十一條第一項中「公示する」とともに採掘権者及び利害関係者」とあるのは「公社」と、第三十六條中「公示する」とともに公社並びに採掘権者及び利害関係者」とあるのは「公社及び申請人」と読み替へるものとする。

4 前項において準用する第三十六條の規定による通知があつたときは、決定の定めるところに従い、当事者の間に協議がととのつたものとみなす。

(訴訟)

第四十一条 第三十五条又は前条第二項の規定において定められた租鉱料又は補償金の額について不服がある者は、第三十六条(前条第三項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた日から六十日以内に、訴をもつてその額の増減を請求することができる。この場合においては、公社又は採掘権者若しくは利害関係者を被告としなければならない。

(供託)

第四十二条 第二十四条の規定は、公社が支払う租鉱料又は補償金に準用する。

(決定の失効)

第四十三条 公社が第三十五条の規定において定められた租鉱料(租鉱料を定期に、又は分割して支払うべきとき)又は、その最初に支払うべき分)又は補償金の支払の時期までにその支払又は供託をしないときは、決定は、その時以後その効力を失う。

(土地収用法の準用)

第四十四条 土地収用法第三十三条(危険負担)及び第四十四条(担保物権と補償金等)の規定は、この法律の規定による租鉱権の設定に係る採掘権に準用する。

第四章 雑則

(奨励金)

第四十五条 通商産業大臣は、核原料物質の探鉱を促進するため必要があるときは、予算の範囲内において、鉱業権者に対し、その探鉱の実施に必要な費用の一部を奨励金として交付することができる。

(賞金)

第四十六条 内閣総理大臣は、核原料物質の探鉱を促進するため必要があるときは、予算の範囲内において、その探鉱に寄与した者に対し、賞金を交付することができる。

(報告及び検査)

第四十七条 通商産業大臣は、核原料物質の開発を促進するため必要があるときは、ウラン鉱等を目的とする鉱業権者若しくは公社からその業務に関する報告を徴し、又はその職員にその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

第五章 罰則

第四十八条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 1 第六条の規定に違反して第五条第一項の規定による立入を拒み、又は妨げた者
- 2 前条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 3 前条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関

し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとする。
- 3 前項の規定によるこの法律の廃止の際現にこの法律に基いて設定されている租鉱権の存続期間に関しては、この法律の廃止にかかわらず、この法律は、なおその効力を有する。
- 4 前項に定めるもののほか、第二項の規定によるこの法律の廃止に伴い必要となる経過的措置は、法律で定める。
- 5 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第四百八十九条第一項第九号の二の次に次の一号を加える。
九の三 ウラン鉱及びトリウム鉱
- 6 土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。
第三条に次の一号を加える。
四 核原料物質の探鉱のための土地の使用又は収用に關する裁決に關すること。
第四十四条第十七号を第十八号とし、第十七号として次の一号を加える。
十七 核原料物質開発促進臨時措置法(昭和三十一年法律第二十号)第十二条、第十八条第二項

若しくは第二項又は第二十二條第二項の規定による土地の使用又は収用に關する裁決をするこ
と。